9月10日(金)

令和3年9月10日(金曜日)

午前10時0分開議

```
員 (37名)
出席
       議
                                           知
  3番
        坂
            本
               康
                   郎
                        (公明党宮崎県議団)
                                           副
                                                   知
  4番
        来
            住
                   人
                      (日本共産党宮崎県議会議員団)
                                           副
                                                   知
  5番
        武
            田
               浩
                        (宮崎県議会自由民主党)
                                           総
                                              合政策部
            下
                                               策
                                                      整
  6番
        山
                   寿
                        (
                             同
                                  )
                                           政
                                                   調
  7番
        窪
            薗
               辰
                   也
                        (
                             司
                                  )
                                           総
                                                務
                                                     部
        脇
            谷
               のりこ
                             司
                                  )
                                           危機管理統括
  8番
                        (
  9番
        佐
           藤
               雅
                   洋
                        (
                             同
                                  )
                                           福
                                              祉 保 健
                                                       部
        安
               厚
                   生
                        (
                             同
                                  )
                                              境森林部
 10番
            田
                                           環
 11番
        内
            田
               理
                   佐
                        (
                             同
                                  )
 12番
            髙
               利
                   夫
                        (
                                  )
                                           農
                                              政 水 産
        日
                             同
                                                      部
        中
                                              土 整
            野
                   則
                                           県
                                                   備
                                                      部
 13番
               __
                             同
                   規
                                               計
                                                  管
                                                      理
 14番
        义
           師
               博
                        (無所属の会 チームひむか)
                                           会
               浩
                                                業
 15番
        有
           出
                        (郷中の会)
                                                     局
                                           企
        重
           松
               幸次郎
                        (公明党宮崎県議団)
                                           病
                                                院
                                                     局
 16番
        前屋敷
                   美
                      (日本共産党宮崎県議会議員団)
                                           財
                                                政
                                                     課
 17番
               恵
        岩
               達
                                                   育
 18番
            切
                   哉
                        (県民連合宮崎)
                                           教
        井
 19番
           本
               英
                   雄
                        (宮崎県議会自由民主党)
                                           警
                                               察
                                                   本
                                                      部
        横
                   夫
 20番
            田
               照
                        (
                             百
                                  )
 21番
        外
           Ш
                   衛
                        (
                             百
                                  )
                                           代表監查委
 22番
            下
                   三
                                  )
        山
               博
                        (
                             同
 23番
        右
           松
               隆
                   央
                        (
                             己
                                  )
 24番
        西
           村
                   賢
                        (
                             同
                                  )
                                         事務局職員出席者
 25番
            見
               康
                   之
                        (
                             同
                                  )
                                           事
                                                務
                                                     局
           髙
               陽
                                  )
                                               務
 26番
        日
                        (
                             己
                                           事
                                                   局
                                                      次
 27番
        井
           上
               紀代子
                        (県民の声)
                                           議
                                                事
                                                     課
 28番
        河
            野
               哲
                   批
                        (公明党宮崎県議団)
                                           政
                                              策
                                                 調
                                                    査
                                                       課
               雄
                        (県民連合宮崎)
                                              事
                                                 課
                                                    長
 29番
        田
                                                       補
            \Box
                                           議
 30番
        満
           行
               潤
                                              事
                                                 担
                                                    当
                                                       主
                             同
                                           議
                                               事
 31番
        太
            田
               清
                   海
                        (
                             同
                                  )
                                           議
                                                   課
                                                      主
               博
                   美
                        (宮崎県議会自由民主党)
                                               事
                                                   課
 32番
        坂
            \Box
                                           議
                                                      主
 33番
        野
           崹
               幸
                   +
                             同
                        (
                                  )
               忠
                   夫
                        (
                             司
                                  )
 34番
        徳
            重
                   之
                                  )
 35番
        日
            高
               博
                        (
                             同
                                  )
 36番
        星
           原
                   透
                        (
                             百
                   三
                        (
                                  )
 37番
        蓬
           原
               正
                             同
           Ш
               裕次郎
                                  )
 38番
        丸
                        (
                             百
            砂
                                  )
 39番
        濵
                   守
                        (
                             同
```

地方自治法第121条による出席者 事 河 野 俊 嗣 事 日 隈 俊 郎 事 永 Ш 寬 理 長 松 浦 直 康 監 渡 辺 善 敬 長 吉 村 久 人 監 光 男 小 田 重黒木 長 清 長 河 野 譲 商工観光労働部長 文 横 Ш 浩 牛 谷 夫 長 良 長 田 員 敏 西 者 子 横 Ш 幸 長 手 井 哉 義 長 桑 秀 彦 Щ 長 田 渉 石 長 黒 木 淳-・郎 長 佐 藤 隆 司 選挙管理委員長 茂 雄 員 緒 方 文 彦 嶋 人事委員会事務局長 福 清 美 長 匂 久 酒 重 長 民 日 髙 子 長 児 玉 洋 _ 長 鬼 |||真 治 佐 関 谷 幸 幹 藤 亮 佐 子 査 内 田 祥 太 事 本 聡 山

◎ 代表質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県 民連合宮崎、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) おはようご ざいます。県民連合宮崎、立憲民主党の岩切で ございます。

本日も、県議会に関心を持っていただき傍聴にお越しいただいた皆さん、また、ネット中継によって御覧いただいております有権者の皆さんに感謝申し上げたいと思います。

さて、県民連合宮崎、いよいよ少数会派となりました。来年1月の宮崎、延岡の両市長選挙、また来夏の参議院選挙に、今は表明者はいませんので、これ以上の少ない会派にはならない予定でありますけれども、少数であってもぴりりと辛い、そういう立場で頑張りたいと思います。

それでは、通告に従い質問いたします。

新型コロナ感染症は、日本国内での第1号は 昨年1月15日に確認されました。今、1年と9 か月が経過したことになります。

今日この時間も感染によって療養される皆様に、お見舞いを申し上げるとともに、支える医療関係者の皆さん、また全ての関係者の皆さんに敬意を表したいと思います。

この間、コロナ対策とは、コロナ感染の広が りそのものを防ぐこと、感染された方に十分な 医療を提供するという課題と、コロナによる社 会的な影響、とりわけコロナ禍による経済的な 諸課題に対応することであって、まさに今の政 治課題はそれであると考えます。

宮崎県における対策は、知事を先頭に、コロナ感染の拡大を防ぐこと、十分な医療を提供することについて、的確な対応をいただいていると思います。

一方で、今年の夏は、人の流れを抑えられなかった、明らかに昨年の夏とは違う状況になったのですけれども、そうなった背景としてのオリンピック・パラリンピックの実施を含め、政府の対応、判断に対し、私なりに思いはあります。

また、営業自粛を求められている皆さんのみならず、たくさんの経済的影響を受けている事業者に対して、また、生活に困窮されている皆さんにとって、十分な補償が政府から示されていない現状にもたくさんの不満を持ちますけれども、今日はそのために時間を割くことはいたしません。

コロナ対応について、知事に一点伺いたいと 思います。

7月後半、8月に入り、急速なコロナの感染拡大に対して、感染拡大緊急警報、県独自の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の適用と、段階を追って対策を強化してこられました。とりわけ、その判断のタイミングが遅れることなく、的確に行われてきたと考えます。

一方で、それぞれの段階において、各方面に 適用される行動や営業の自粛要請等を考えなが ら、迅速に、また慎重に判断を求められたと考 えますが、県民の命と健康を預かる知事とし て、どのような思いで判断してこられたか。と りわけ県内では、長く準備してきた国文祭・芸 文祭も展開される中で、ちゅうちょするところ はなかったのか、そのお気持ちをお尋ねしま す。

次に、話題を変え、F35B配置の問題で伺います。

8月22日の宮日新聞に、佐土原町東上那珂の 津倉地区が米軍機に襲われた「津倉空襲」のこ とが掲載されました。

さきの大戦では、県内各地、悲惨な空襲を受けているのですが、記事によれば、旧陸軍新田原飛行場を標的にした米軍のミスがあって、この地区が犠牲になったという説があるとのことです。

F35Bの配置が報じられた際には、「有事の際に標的になるのでは」というコメントが掲載されました。住民は、歴史的事実に基づいて恐れているのであります。このことを踏まえ、F35Bは配備をしないよう国に求めていただくことを、知事に求めたいと考えます。

4月4日、報道先行でF35B配備のことが伝えられたときも、知事は遺憾を表明されました。7月11日もやはり決定という報道が先行し、知事は大変驚いているとして、極めて遺憾であり地方軽視であるとコメントしておられます。

この間、知事は、国の不誠実な対応に対し、 遺憾の意を繰り返し表明されていますが、私 は、そのような不誠実な対応を繰り返す国に対 し、F35Bの配備をすることそのものに対し て、知事が明確に反対することが重要だと考え ます。知事の所見を伺いたいと思います。

重ねて、基地の騒音問題の件であります。

今年6月に騒音訴訟の判決があり、自衛隊機の爆音によって家族団らんの会話が妨げられたり、睡眠が妨害されたりといった精神的な苦痛を受けているなどとして、その住民の訴えはもっともだと裁判所に認められました。それに

もかかわらず、現状の自衛隊機を上回る騒音を 出すF35Bを配備するというのは、全くもって 失礼な話ではないかと思います。

ますます騒音被害は拡大する。これについて、県は国に対し、迅速かつ丁寧な説明を繰り返し求めていますが、対応がないとのことで、極めて残念であるとおっしゃっています。

騒音対策について、回答書にもありましたが、それで了とされたのでしょうか。どのように受け止め、今後どのような行動を予定しているのか、危機管理統括監に伺います。

次に、宮崎交通の支援について伺います。

宮崎交通の有利子負債は200億円ほどと伺いますが、コロナ禍で大幅な赤字になったと、高速遠距離バスで上げていた黒字を地域路線バスの赤字に補塡していたのがなくなったということであります。

職員は、年間ボーナス実質ゼロ月、残業ゼロなど、賃金抑制策をのみ込んで働いています、 経営努力をしています。これを続けても難しい ということで、赤字解消のために地域路線バス があちこちで撤退となれば、県内自治体は住民 の交通手段確保に奮闘いただかなければなりま せんが、相当な混乱があると思われます。

県は、この課題についてどう支援し、どう維持していくのか、県のコーディネート力が問われる問題です。総合政策部長に、どう取り組む思いでいるのかお聞かせいただきたいと思います。

最後に、公金の電子決済について会計管理者 に伺います。

国は、デジタル庁を発足させ、デジタル化を 加速化させます。こういう動きを前に、県納付 金の証紙による収納方法は考える必要があるの ではと、過去に問題提起しました。また一昨年 は、QRコードなどの利用、キャッシュレス化 など、同僚議員が提案しています。

いよいよ公金の電子決済について判断をする 時期と考えますが、会計管理者の所見を伺いま す。

以上を壇上の質問とし、残余の課題について は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) 〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、コロナ第5波への対応についてであります。

これまでも申し上げておりますとおり、私は 感染症対策の要諦は、早く、強く、短く対策を 講じることであると認識しております。

今回の第5波では、感染力の極めて強いデルタ株の蔓延により、全国的にかつてない感染爆発が進む中で、県内に感染拡大の波が押し寄せた際には、県民の「いのち」と「くらし」を守り、地域医療を守るため、これまでよりも一歩も二歩も早めの対応を図る必要があると判断し、必要な対策を迅速に講じてきたところであります。

一方で、県民や事業者の皆様には、厳しい行動要請により、御負担、御不便をおかけすることとなり、誠に心苦しく、県民生活や地域経済への多大な影響を考えると、まさに苦渋の決断の連続でありました。

コロナとの闘いが長期化する中で、改めて、 医療や感染症対策に従事する方々や事業者、そ して県民の皆様の御協力に心から感謝を申し上 げます。

まずは、第5波の早期の鎮静化を図り、その 後の地域経済の回復に向けた対策にしっかりと 取り組んでいくためにも、引き続き県民の皆様 と心を一つに、適時的確な感染防止対策を講じ てまいります。

次に、F35Bの配備についてであります。

防衛の問題につきましては、国の専管事項であり、国の責任において処理されるものと考えているところであります。

しかしながら、F35Bの配備により、基地が 攻撃対象となるリスクが高まるのではないかと いった不安などの声が、県民から寄せられてい るところであります。

県としましては、国に対し、県民に不安を生 じさせることのないよう、リスク等に対する具 体的な対策を求めておりますが、防衛省から は、具体策の説明は行われていないところであ ります。

また、情報の提供の在り方につきましても、 これまでの経緯から、国に対し、繰り返し改善 を求めてきたところであります。

県としましては、地元市町と連携しながら、 県民の不安解消につながる具体的な施策の推進 や、迅速な情報提供につきまして、引き続き強 く求めてまいります。以上であります。 [降壇]

○総合政策部長(松浦直康君) 〔登壇〕 お答 えいたします。路線バスについてであります。

地域間幹線バス路線の見直しにつきましては、県バス対策協議会の8つの地域分科会に、新たにバス路線対策会議を設置いたしまして、 準備が整った地域から、国、県、市町村や交通 事業者による協議検討を始めているところであります。

また、県におきましては、バス利用の実態を 把握する乗降調査や地域住民へのアンケート、 バス事業者等へのヒアリングなど、路線見直し に必要な調査を行うこととしております。

この調査結果も踏まえ、地域の実情に応じた運行区間の見直しや、コミュニティバス等、他

の運行形態への転換など、市町村や交通事業者 としっかり検討を行い、対応方針を本年度中に 取りまとめたいと考えております。以上であり ます。 [降壇]

〇危機管理統括監(小田光男君) 〔登壇〕 お答えします。新田原基地の騒音対策についてであります。

F35B配備に伴う騒音対策については、県と 関係市町から国に文書で質問し、国から、「引 き続き、地元の声に耳を傾け、適切に対応して いく」との回答を得ていたところです。

その回答を受け、先月、新田原基地周辺協議会が、騒音対策を含めた基地周辺対策について防衛大臣に要望し、8月中旬に、国から関係市町に対し、騒音対策について、告示後住宅に係る防音工事の条件緩和や対象区域の見直しなど、緊急・先行的な措置の提案があったところです。

もちろん、この提案だけで、これまで地元が 要望してきた騒音問題が全て解決するわけでは ありません。

県としましては、この提案に対する関係市町の対応等も踏まえながら、それぞれの要望等に 寄り添えるよう、国に働きかけてまいります。 以上であります。 [降壇]

○会計管理者(横山幸子君) 〔登壇〕 お答え します。公金の収納方法についてであります。

現在、県税の一部や「ふるさと宮崎応援寄附 金」などにおいて、クレジットカードやスマー トフォン決済による収納に対応しております。

また、国において、旅券発給手数料のクレジットカード決済を可能とする制度改正が予定されており、県においても、対応を検討していくこととしております。

デジタル庁の設置に伴い、今後、全国的に行

政手続の電子化や公金収納のキャッシュレス化 がさらに進むものと思われます。そのため、県 民の利便性向上の観点から、キャッシュレスを 含めた収納方法の多様化に向け、引き続き関係 部局と連携し、適切に対応してまいります。以 上であります。 [降壇]

○岩切達哉議員 まずは、コロナ対策に対する 知事の思いを伺いました。御苦労も多いことと 思いますけれども、引き続きリーダーシップを 発揮されるようにお願いしたいと思います。

追加的に何点か、関係部長にお伺いしたいと 思います。

自宅療養者の食料確保に対する支援の実態を お聞かせいただきたいと思います。

自宅で療養している方への支援、一人生活者、または二人で生活している場合でも、いずれもが罹患している場合など、買物もできないというような状況と思うのですが、どのような支援が行われているか、福祉保健部長にお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 新型コロナの自宅療養者につきましては、感染拡大防止の 観点から、外出を控えていただくようお願いし ておりまして、食料や衛生用品の支援が重要と なるものと考えております。

このため県におきましては、支援を希望される自宅療養者に対しまして、管理栄養士の意見を聞いた上で、約10日分の食料品をはじめ、手指消毒薬やティッシュペーパーなどの衛生用品を直接、自宅へお届けしているところでございます。

8月末の時点で600個以上の支援を行っておりまして、今後とも、保健所による毎日の健康観察に加え、このような食料等の支援を通じて、自宅療養者が安心して療養できるよう取り組ん

でまいります。

〇岩切達哉議員 次に、自宅療養者の鼻水など の付着したティッシュ、マスクなどは、ウイル ス感染の可能性は否定できないと思います。

廃棄の方法について、どのような指導をしているか。また、これらを収集する業務に従事する皆さんの感染防止・防護のため、どのようなことをされているのか、環境森林部長に伺いたいと思います。

○環境森林部長(河野譲二君) コロナ禍において、円滑かつ安全な廃棄物の処理がなされるよう、国から「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」が発出されております。

この中で、家庭からごみを出す際の注意事項 として、直接ごみに触れないこと、ごみ袋を二 重にすることなどが示されております。

また、ごみ収集の従事者に対しては、マスクなど防護具の適切な着用をはじめ、作業中はごみを素手で触らないことや、小まめな消毒、車内の換気のほか、作業後の手洗い・消毒の徹底などが示されております。

県では、これらの注意事項を、ホームページを通じて周知に努めるとともに、市町村や関係団体への情報提供に加え、住民やごみの収集運搬業者には市町村から、また、自宅療養者には各保健所を通じて周知を行っているところであります。

○岩切達哉議員 改めて、それぞれ担当の当局 から、スタッフ、または自宅療養者に対し、十分なケアをしていただくよう、よろしくお願い しておきたいと思います。

次いで、治療の最前線を担う職員の感染を心配しているところでございます。

県立病院で、コロナ感染者対応中に感染した

職員がいるという報道、情報に接しました。感 染原因の研究とその対策を、改めて行っている ことと思いますけれども、現状を病院局長に伺 いたいと思います。

○病院局長(桑山秀彦君) 県立病院では、新型コロナ患者への対応に当たりまして、感染症の専門医や認定看護師を中心に、各部署において、防護服、マスク、フェイスシールドの着用やゾーニングの徹底を図るなど、職員の感染防止には万全を期しているところでございます。

こうした中、先般、入院の受入れをしようとしていた際に、患者が混乱して暴れるといった、患者の予期せぬ行動が原因と考えられる職員の感染事例が生じました。こうした事例を踏まえまして、各病院に対しては、事前の患者情報の収集など、改めて職員の感染防止対策の徹底を要請したところでございます。

今後とも、救急やがん治療など通常医療への 対応を含めて、職員の安全には十分留意しなが ら、県立病院の使命を果たしてまいりたいと考 えております。

○岩切達哉議員 救急隊も御苦労なさっている という内容の新聞報道もございました。いずれ の医療関係者も、大変御努力いただいていると ころと思いますが、ぜひ、県民の命を守る最前 線で働いておられる皆さんが、健康でそういう 任務についていただけるように、御配慮をお願 いしたいと思います。

次いで、昨日質問があった国スポのことについてでありますけれども、2027年が2028年になることがあるにしても、たくさんの方の来県を期待し、開催するところであります。感染症対策が求められる大会というのは、これから先は継続していく課題と考えます。

また、今は熱中症にも備えなければならな

い、そのようなことになっている時代であります。そのようなことを開催基本方針にも十分強 化していかれるように求めたいと思います。総 合政策部長の所見を伺いたいと思います。

○総合政策部長(松浦直康君) 大会期間中の 感染症や熱中症への対策につきましては、県準 備委員会において策定いたしました医事・衛生 基本方針に基づき、感染症の発生・蔓延防止の ための防疫体制や、傷病発生時に速やかに対処 するための医療救護体制等を、関係機関と連携 して整備いたしますとともに、大会関係者に対 して、必要となる知識を周知・啓発していくこ ととしております。

また、新型コロナ対策につきましては、昨年10月に、公益財団法人日本スポーツ協会が基本方針を定めておりまして、大会主催者や競技団体が、それぞれの立場から感染症対策ガイドラインを作成することとされたところであります。

本県といたしましては、先催県の対応等を参 考にしながら、安全・安心な環境での大会開催 に向け、準備を進めてまいります。

○岩切達哉議員 感染症など、いろんな準備を しなければならない、そういう時代に対して、 この国スポに関連してですが、手話通訳や要約 筆記をしていただく方々の養成をしていくとい う計画なんですけれども、大会を通じて、ボラ ンティアでの任用が計画されていると伺ってお るところであります。

感染症もいろいろ多くある時代になりました けれども、その予定の状況を総合政策部長にお 伺いしたいと思います。

○総合政策部長(松浦直康君) 先催県におきましては、県民一体となって大会を盛り上げるために、大会運営や障がいのある方へのサポー

トなどをはじめ、様々な場面で、多くの県民の 皆様がボランティアとして参加をされておりま す。

このうち、手話通訳や要約筆記につきましては、例えば、会場内の案内や個別の問合せ対応などは、ボランティアの方々にお願いし、競技場内の大型ビジョンへ映し出す手話や字幕表示などにつきましては、専門の方に業務として委託するといった役割分担がなされているようであります。

本県におきましては、まだ具体的な検討に入っているわけではありませんが、今後、先催 県の事例等を参考にしながら、ボランティアの 方にお願いする役割などについて研究してまい ります。

○岩切達哉議員 ボランティアの皆さんが、不特定多数の方に御支援するということになっております。費用負担の問題というよりは、そういう感染症の対策などもあるという視点から、十分に御検討いただきたい。コロナに限らず、感染症というものについては、これから先、リスクは高まっているという環境だと思っております。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

壇上で行いました、宮崎交通支援に関連して でございます。

大型二種免許保有者、その減少と高齢化が顕著となっております。2020年の大型二種免許保有者は7,269人、県内でそういう数字で、うち65歳以上の方が64%、放っておけば、10年もたてば免許保有者は3,000人を切るという予測がございます。

宮崎交通への支援について伺いましたけれど も、運転免許を持つ方がいなければ、バスは走 りません。この状況をどう捉え、対策の検討は していらっしゃるのか、総合政策部長に伺いた いと思います。

○総合政策部長(松浦直康君) 県民の重要な 移動手段であります路線バスを安定的に運行・ 維持していく上で、バスの運転士の確保は重要 な課題であると認識しております。

このため県では、県バス協会を通じ、大型二種免許取得費用の一部補助を行っているところでありまして、例えば宮崎交通においては、職員に対する大型二種免許取得費用の助成や、高校新卒者の運転士としての採用など、様々な取組が行われております。

今後とも、交通事業者や業界団体等とも連携を図りながら、バス運転士の確保に取り組みますとともに、国に対しましても、運転士の育成・定着に係るこういった取組に対し必要な支援を行うよう、要望してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 バス運転手、さらにはトラックの運転手など、労働条件が非常に厳しい実態にあると。宮崎交通では今、ボーナスの抑制などもして経営努力されている。そういった状況の中で免許保有者は増えないと、こういうような課題だろうと思います。ぜひ、県民の足を維持していく、物流を維持していくという立場で御尽力をお願いしたいと思います。

ここから話題を変えまして、高校生年齢にある児童への支援をテーマとして、関係部長や教育長に伺いたいと思います。

今年2月の議会で太田議員から、定数内不合格者の質問がありました。当時の教育長からの答弁で、令和2年度入試では、全日制課程36名、定時制課程12名が定数を残して不合格となったという回答でした。

毎年一定量の、県立高校に定数の空きがある けれども、不合格となる生徒の存在がある。こ のような生徒への関心を持ってほしいと、太田 議員は発言されましたが、私も同じ立場からお 聞きします。

15の春を、このような形で、進学を希望し受験したが、どの学びやにも受け入れられなかったという経験をした児童たちのその後であります。

令和元年9月議会では教育長が、満行議員の質問に、「進路が定まらず卒業した生徒につきましては、その状況に応じて、中学校の学級担任等が家庭訪問を行い相談に応じるなど、一人一人に対して継続的な進路指導を行っている」と答弁しておられました。

そこで、この間、どれくらいの生徒を支援しているのか、支援した結果、どのような結果となってきたのかお聞かせいただきたいと思います。教育長、お願いします。

○教育長(黒木淳一郎君) 本県中学校におきましては、毎年、卒業生の大部分が進学や就職 先を決定しております。

一方、進路未定のまま卒業した生徒に対しましては、引き続き、中学校の学級担任等が家庭訪問を行い相談に応じるなど、一人一人の状況に合わせた支援を、ハローワークなどの関係機関と協力しながら行っているところであります。その結果、詳細な数値は持ち合わせておりませんが、高等学校へ進学したり、就職したりすることができた事例がございます。

しかしながら、学校では新年度になります と、学校の教員が継続的に支援を行うことは難 しい現状もございます。

○岩切達哉議員 率直に答弁をいただいたところであります。

同様に、高校中途退学者についてであります。令和元年の11月議会で、西村議員からの高

校中途退学者の支援についての質問に、毎年300 人程度発生すると答弁がございました。

その300人の児童への支援はどこが担っている のか知りたいのですが、教育長にお尋ねしま す。宮崎県での高校中途退学者への支援、取組 の現状をお聞かせください。

○教育長(黒木淳一郎君) 中途退学者に対しましては、同じく担任等を中心に、継続的に連絡を取ったり、就学や就職の相談をしたりしながら、子供や保護者に寄り添った支援を行っているところであります。

さらに、編入学試験の情報や「みやざき若者 サポートステーション」等の情報を提供し、そ の後の進路決定につながるよう支援を行ってお り、その結果、多くはありませんが、編入や就 職に至った事例もございます。

一方では、先ほどの答弁でも申しましたが、 学校における全ての中途退学者についての支援 や進路の把握につきましては、難しいというの が現状でございます。

○岩切達哉議員 私は、不合格になった児童、また、中途退学者が多く通っていらっしゃる場所として、広域通信制学校──これは国内の私立高校で全国展開する通信制高校のことでありますけれども──の地域サポート校という場所が県内に驚くほどの数ございまして、そのサポート校の中から2か所を訪問させていただいて、実情を伺ったところであります。

ここでは、その中の学ぶ費用の問題に絞って 伺いたいと思います。

全国展開する通信制学校の生徒が通信高校に 支払う授業料、それ自体は高校無償化の対象と なるのでありますが、地元のサポート校に支払 う費用――サポート校という場所は、勉強のサ ポートを受けたり、学び続けることを支えてい ただく、そういう場所なんですけれども――そこは無償化の対象とならない費用を要することになります。

その費用は相当なものでありました。授業料は月額3万5,000円ほどで、それ以外に年度単位で数万円を払うものがたくさんございました。

通っている方の一例でございます。あくまで一例でございますので、そこを利用する生徒が全てそうだという偏見にならないようお願いしたいと思いますが、「いじめを受けて退学した。学び直す気持ちを持って通信制高校に入った。元気に通っている。しかし、被害を受けた側がこの費用負担はいかがなものだろう」と気持ちを語っていただいた、保護者の声でございます。

もう一例、高機能広汎性発達障がいの生徒でありまして、集団生活にはなじめない、周囲の空気が読めないとか、コミュニケーションに課題を持つことで、知的には課題はなく、結果、大学まで進むのですけれども、一般の高校での就学が困難で、この通信制高校を利用したと。

保護者は、「中学までは特別支援教育を受けた。でも、支援学校高等部は、療育手帳がないことで利用できませんでした」とお話しされておりました。

不合格者、中退者、また様々な事情を持つ立場の児童は、それでも学びたいということで通っていらっしゃる場所なんですけれども、先ほど御紹介した費用負担に対して、自助努力という現実がございます。このことについて、教育者たる教育長の所見を伺いたいと思います。

○教育長(黒木淳一郎君) 議員御指摘のとおり、高校入試の不合格者や様々な事情で高校を 退学した生徒が、学び直したいという思いを 持っているものの、経済的な理由等で断念せざ るを得ないことは、認識しております。

高校の学びは、現在、全日制、定時制、通信制の中から、自分の適性や生活ペースに合った課程を選択できる時代となっております。社会的・職業的自立のためにも、学ぶ意欲を後押ししなければならないと考えております。

誰もが幾つになっても学び直し、活躍できる 社会を実現するためにも、多様な学習の機会を 提供し、学ぶ費用の問題も含め、社会全体で しっかり支援していくことが重要であると考え ております。

〇岩切達哉議員 ありがとうございます。

中卒後以降の児童期をどのように支援していくか、本日伺っているテーマなのですけれども、この世代の若者対策はどう組み立てられているか、県がつくっている体制を聞かせてほしいと思います。福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 県では、児 童相談所におきまして、不登校や非行、虐待等 の様々な問題を抱える子供や保護者への支援を 行うほか、精神保健福祉センター内に設置する 「ひきこもり地域支援センター」で、ひきこも りに関する相談対応を行うなど、専門的な立場 から、本人の状況に応じた支援を行っておりま す。

また、どこに相談していいか分からないといった方にも、まずは一時的な受皿となって、相談先の紹介や必要な情報の提供等を行う窓口として、子ども・若者総合相談センター「わかば」を設置し、福祉や保健、雇用等の幅広い分野の関係機関と連携を図りながら、相談対応を行っているところであります。

〇岩切達哉議員 高校を卒業してからの世代に ついても考えてみたいと思います。早期離職と いう問題であります。 高校生県内就職率改善の努力をしていただいている一方で、過去には、せっかく就職したのに早期に離職してしまう問題について、県が実態調査に取り組まれ、早期離職の要因などを伺うことができました。その中に、介護サービス事業所の離職理由での1位は、「職場の人間関係」という項目でございました。

とある県民から電話をいただきまして、この 人間関係は、いわゆる職場でのハラスメントで はないでしょうかとの話を伺ったところであり ます。早期離職問題の一例なのですけれども、 職場で厳しい叱責などを長期に受け、離職に 至ったということで、介護人材不足の中、この ような早期離職の原因となる職場環境、この問 題を放置していいのかというお話でございまし た。

この問題は、どの職場にも共通する課題だと 思います。難しい課題ですが、改善の必要があ るのではないかと思います。商工観光労働部長 に伺いたいと思います。

○商工観光労働部長(横山浩文君) 職場内でのハラスメントは、早期離職の原因の一つとなっておりまして、これを防ぐための職場環境の整備が重要であると考えております。

このため県では、働き方改革に関する講演会や、広報紙への掲載等を通じて、ハラスメントの防止に関する普及啓発を行っております。また、労働問題に関する相談窓口として、県が設置しております「中小企業労働相談所」には、パワーハラスメントなどの相談も寄せられておりまして、社会保険労務士などが解決に向けた助言等を行っているところでございます。

これらの取組により、県が毎年度実施しております労働条件等実態調査によると、令和2年度は、約6割の事業所が各種ハラスメントの対

策に取り組んでおり、年々増加傾向にございますが、県としましては、今後ともハラスメントのない働きやすい職場づくりの促進に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 次は、18歳成人ということが 目の前だという課題でございますが、2022年、 来年の4月1日の時点で、18歳以上20歳未満の 方は、この日をもって成年に達するということ になる、いわゆる18歳成人が施行されることに なっております。以後、18歳の誕生日に成年に 達するということになります。

成人年齢の変更は、明治9年以来の大改革なのですけれども、成人には、一人で有効な契約をすることができるとか、保護者の承認を要しないなど、いわゆる正当な契約当事者になるという側面がございます。

そのため、悪知恵のある方が、本人に不利益な契約なのに言葉巧みに契約させるという、いわゆる消費者トラブルが多く発生するのではと懸念しております。

今、高等学校における消費者教育の実情はいかがな状況なのか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長(黒木淳一郎君) 成年年齢を18歳に 引き下げる改正民法の成立に伴いまして、親の 同意なくローンを組んで高額商品を購入するこ とが可能になるなど、若年者を取り巻く消費活 動は、今後大きく変容することが予想されま す。

そのため、全ての生徒が学習する家庭科におきまして、生徒のほとんどが18歳に達する前の第2学年までに、消費者教育としまして、消費に関する内容を終えるようにしております。また、公民科におきましても、消費者の権利等に係る内容を全ての生徒が学習しております。

このほか高校では、消費生活センターの出前 講座や、県や金融機関等で構成される金融広報 委員会の「巣立ち講座」等、関係機関と連携し た取組も行っているところであります。

○岩切達哉議員 消費者保護行政は総合政策部 長の所管と思いますが、高校3年生が新成人と なる時代に、消費契約トラブルなどの支援を行 う必要が相当量出てくるのではないかと思いま すけれども、今、御準備いただいていることに ついてお伺いしたいと思います。

〇総合政策部長(松浦直康君) 成年年齢の引 下げに伴いまして、新成人を含む若年者に対 し、消費者トラブル未然防止のための消費者教 育や、トラブルに遭った際の相談窓口の周知が より一層重要となると考えております。

このため県におきましては、学校での出前講座等による啓発や、相談窓口の短縮ダイヤルであります188—通称「いやや」と言っておりますけれども—の周知に努めておりますほか、様々なトラブル事例を紹介する高校生向けの動画を作成し、今年5月から、ホームページでの提供を始めたところであります。また、新成人への消費者教育には学校現場との連携が欠かせないことから、先般、高等学校等に対しまして、授業での動画の活用など、積極的な消費者教育の実施をお願いしたところであります。

今後とも、関係機関と連携しながら、若年者 への消費者教育及び相談窓口の周知に取り組ん でまいります。

〇岩切達哉議員 次に、ヤングケアラーについてであります。

今、ヤングケアラーのCMが放送されております。それが大きな反響があるそうであります。社会的な関心の広がりを感じています。

厚労省と文科省の調査結果として、17人に1

人ヤングケアラーがいるという内容のCMで、 その肝は「僕の日常、誰も知らない」という子 供のつぶやきにあると思います。

今年8月には滋賀県大津市で――これも一つのヤングケアラーの姿だと思いますが――母のネグレクトがあって、17歳の児童がケアを任されている。養育のスキルもない中、6歳の妹が駄々をこねると、その解決方法は暴力しかなかったという構造で、結果的に妹を暴力で死に至らしめた事件がありました。

この事件から私たちは何を学ぶべきか、福祉 保健部長の所見を伺いたいと思います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 滋賀県の事件は、未成年の兄が、ひとり親家庭の母親に代わって幼い兄弟の世話を担わされていたとのことであり、新たな課題としてのヤングケアラー問題の重要性と、支援を必要とする子供や家庭の状況に周囲が気づき、迅速に支援機関につなぐことの必要性を改めて認識したところであります。

県では、地域の学校や警察等の関係機関で構成される、市町村の要保護児童対策地域協議会と連携し、支援が必要な子供や家庭に関する情報共有と、見守りの強化に努めておりますが、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな部分に関わることが多く、表面化しにくい問題であります。

そのため、ヤングケアラーを早期に発見し、 介護や障害福祉サービス等の適切な支援につな げられるよう、関係機関の理解促進や連携の強 化、県民に対する広報啓発などにしっかり取り 組んでいく必要があると考えております。

〇岩切達哉議員 支援を必要とする子供や家庭 の状況に周囲が気づくことというお話が、答弁 の中にございました。なかなかここのところが 難しいわけでございます。

令和2年11月定例会で、ヤングケアラーに関する渡辺創議員(当時)の質問に、知事は、

「社会全体が、この問題に対してしっかりとした認識を持ち、子供や家庭が抱える困難に寄り添い、きめ細やかな支援を行うことが重要であると考えている」として、「しっかりと取り組んでいく」とお答えいただきました。

これと同様に、今日は、各部長や教育長から それぞれの、この世代の課題に対する答弁をい ただきましたけれども、このような義務教育終 了後の15歳以降の未成年者に係る様々な問題に ついて、もっとしっかり取り組む必要があると 考えます。

多様な課題にトータル的に対応できるところ がないと感じております。総合的に取り組む必 要があるのではないかと思います。改めて知事 にお考えを伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 子供や若者が、その力を十分に伸ばし活躍できるように支援することは、子供・若者自身の幸せはもとより、これからの社会を築いていくための人材の育成・確保にもつながる重要な取組であると考えております。

このため、子供・若者の社会的自立に向けた 教育や就業の場の確保、また、社会生活を円滑 に営む上で困難を抱える場合の支援など、必要 な施策を講じているところであります。

このような中、少子高齢化や社会経済情勢の変化によりまして、児童虐待や貧困など、子供や若者が抱える課題は複雑化・多様化してきておりまして、ヤングケアラーといった新たな課題への対応も強く求められているところであります。

県としましては、引き続き、福祉や教育、雇

用などの関係部局がしつかりと連携を図りなが ら、市町村や民間団体等とともに、子供や若者 が抱える課題の的確な把握ときめ細かな支援 に、総合的に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 一戸一戸の世帯が小さくなる、そして地域の関係性が希薄になっているという社会状況がある。その中で、おおよその幼児期、また義務教育期、高校生まで含めて、学校という場に帰属していることがほとんどなんですけれども、先ほど幾つかの例をお示しさせていただきましたけれども、そうでない若者が現実にいらっしゃると。そこに、支援が必要なケースがあると認識しておりますけれども、なかなかそこにたどり着くことが難しい社会であります。

誰も取り残さない社会をつくろうと、私ども は考えておりますけれども、この世代をしっか りと支えることが、今、知事の答弁にもありま したように、社会基盤をよりよくすることにつ ながると思いますので、議論させていただきま した。

丁寧に対応いただいた関係部局の皆さんに感謝しつつ、次の質問に移りたいと思います。

福祉や教育に関連する諸課題ということで、お尋ねします。

最初に、発達障がい児の総合支援施設、宮崎市に、総合発達支援センター「おおぞら」という施設がございます。そこについてであります。

宮崎市が県に対して提出した、「令和4年度 提案要望書」というのがあります。その中に、 宮崎市総合発達支援センター「おおぞら」の運 営費及び施設改修費に対する御支援をという内 容がございました。

この施設は、発達障がいに係る判定や療育に

関して、宮崎市民に限らず、県内に住む全ての 子供たちのために必要でして、県内の児童のた めに大きな役割を果たしている施設でありま す。

この役割に対して県は、県内に住む障がい児 支援のためにも、要望書にありますように、十 分な支援が求められていると私は思うのですけ れども、提案要望書にいかがな対応を予定して いるのか、福祉保健部長にお聞かせいただきた いと思います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 宮崎市総合 発達支援センター「おおぞら」につきまして は、重症心身障がい児への通所サービスや、発 達障がいの診断などを行っておりまして、宮崎 市からは、人件費などの運営費や老朽化した施 設の改修費等への支援の要望をいただいており ます。

市からは、診断等の費用が診療報酬だけでは 賄えず、厳しい経営状況が続いていると伺って おります。

県としましては、市以外の延べ3,300人がこのセンターの診療部門を利用するなど、県民にとっても重要な施設と考えておりますので、県の発達障害者支援センターによる検査データの活用や、地域医療介護総合確保基金を活用した、施設整備のための補助など、施設の効率的・安定的な運営に向けた支援を行ってまいります。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。支援 を行っていただけるということでございます。

宮崎市の「おおぞら」に限らず、発達支援事業所は、時代的にちょっと今は、施設が同時期に改修、修繕が必要となる状況にございますので、よく見回していただいて、適切な支援をお願いしたいと思います。

次に、特別支援教育の体制強化についてお尋ねしたいと思います。

昨年の9月議会で伺いました、特別支援教育の質的・量的向上ということに、これからも注目していきたいと申し上げたところでございます。今年は、去年よりはよくなったということが求められると思うのですけれども、この間の特別支援教育の体制強化に努められた内容について、教育長に伺いたいと思います。

○教育長(黒木淳一郎君) 小中学校におきます特別支援教育の充実を図るため、巡回支援を行う特別支援学校のチーフコーディネーター配置校を、今年度は9校から12校に増やし、よりきめ細かな支援体制としたところであります。

一方、特別支援学級担任のうち臨時的任用講師の占める割合は、令和2年度の32.7%に対し令和3年度は35.5%となっております。

しかしながら、特別支援学級担任全体の当該 免許状保有率につきましては、令和2年度 の36.4%から、令和3年度は39.0%へと増加し ております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、 専門性の高い教員の人材確保や市町村教育委員 会への適切な助言など、特別支援教育の体制強 化に積極的に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 特別な手だてが必要な特別支援教育であろうと思いますので、やはりベテランの先生が就くことのほうが望まれるのかなと思います。

非常勤講師の、臨時の先生方が多い実態ということが報告されましたが、大事なのは、臨時の方であっても、しっかりとした学びをして、資格を持っていらっしゃる、そのことが問われると思います。よくないのは、資格もなく理解もなく、たまたま特別支援教育に配属された先

生が行う特別支援教育とは、特別支援教育の名に値するのかということかなと思っております。ぜひ、これから先も御尽力を賜りたいと思います。

次は、いじめの問題についてであります。被 害児童はどのような教育環境にあるのかという 視点でお尋ねしたいと思います。

宮崎県は、いじめの早期発見に努めていただいている県でございます。被いじめ児童生徒の 安全な教育環境をつくる必要がございます。

今年3月31日の毎日新聞に、「いじめ被害、守らぬ学校」という記事がございました。被害児童が、別室で自習して過ごすことを求められて、その状態が2年にわたったという内容であります。学校は、「人手が足りない」と釈明したと、記事にございました。被害児童が別室で一人で過ごすという内容でございましたけれども、こんな非人道的なことがあったと。

今は、県内どこでもそんなことはあり得ない ということを、教育長からはっきり御答弁いた だきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長(黒木淳一郎君) 議員から御紹介いただきました記事につきましては、私も読み、このようなことが繰り返されてはならないと強く感じたところであります。

現在、県教育委員会では、いじめへの対応等を詳細に示した、県の生徒指導資料や、昨年度作成した「いじめの認知から解消までのガイドライン」を活用し、管理職や生徒指導担当を対象にした研修のみならず、あらゆる機会を通して、いじめ問題に対する対応について、各学校への周知や指導を行っているところであります。

今後も、市町村教育委員会とも連携しながら、各学校において、いじめを認知した後の被

害児童生徒への寄り添う姿勢を基本としなが ら、いじめの解決に向けた組織的な対応が行わ れるよう、さらに指導の徹底に努めてまいりま す。

○岩切達哉議員 いじめが発生する構造という ようなものも研究しなければなりませんが、ま さに、被害児童につらい思いをさせるというこ とがあってはならないと考え、御質問させてい ただきました。

教育現場の人の配置についてでございます。 文部科学省の財務課というところの資料を根拠 に、今年1月の、これもまた毎日新聞さんなん ですけれども、都道府県ごとの公立小中学校の 教員定数に占める正規職員の割合というのが掲載されておりまして、宮崎県は11.8%が臨時教員であって、全国3番目に臨時教員への依存度が高いということで報道されていました。

これは間違いない事実なのか、なぜ他県に比べて多いということになっているのか、教育長の御答弁をいただきたいと思います。

○教育長(黒木淳一郎君) 近年、教員の大量 退職に伴い、県教育委員会では、採用者数を大 幅に増やしております。しかしながら、小中学 校の臨時的任用講師の割合は、昨年度11.8%で あり、ここ数年、同程度で推移しております。

国から配当される教員定数には、学級数に応じて配当される定数と、年度ごとに教育的課題への対応として加配される定数とがございます。後者につきましては、年度末にその数が確定することから、本県では、その定数を臨時的任用講師で対応してきております。加えて、児童生徒数が減少する中、当初の想定よりも学級数が増加していることなどがあり、講師割合が高くなっている理由であると考えております。

県教育委員会といたしましては、計画的な教

員採用を進め、臨時的任用講師の割合が低下す るよう努めてまいります。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。先ほども、特別支援学級の臨時の先生が配置される割合、これは35%というお話でございました。臨時の先生の割合は、全体的には11%と、ここも3倍ほど特別支援教育に臨時の先生が配属されるという課題があると。こういうようなことを前回もお話ししたところであります。

ぜひこのあたり、全国3位というのがどう評価されるのか、教育長を含め、また知事を含めて御検討いただいて、じゃあどうすればいいのかというところを考えてほしいと思います。ぜひそういった議論を継続してまいりたいと思います。

続けて教育の課題で申し訳ありませんけれど も、学校の課題でございます。

市町村立小中学校の普通教室に、おかげをもって100%、冷房装置がついたということでございます。ところが、ある学校の音楽教室には冷房がないということで、今年7月は大変暑い期間が続きましたけれども、「平均35度の室温の中で音楽の授業を行ったんです」という音楽専科の先生からお話を伺いました。汗だくだろうと思います。

市町村教育委員会に求めるべき話かもしれませんけれども、教育長に、市町村立学校の特別教室の冷房装置の整備について、県の対応についてお聞かせいただきたいと思います。

○教育長(黒木淳一郎君) 市町村立学校の特別教室における冷房設備の設置率は、令和2年9月1日時点で55.0%と、前年比で12.6ポイントの増となり、国の交付金を活用しながら、整備が進んでいるところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、

国の補助制度の周知や設置事例の紹介など、 様々な機会を通じて、積極的に情報を提供して まいります。

○岩切達哉議員 普通教室、そして特別教室 と、学びの場として大事だと思います。教育長 は、子供期の子供たちを大変大事にするという 立場でお仕事いただいております。その思いが うまく実現できるように、県全体で御努力いた だければと、重ねてお願いしたいと思います。

次に、話題を変えまして、職員の処遇に関してでございます。定年延長の課題を伺いたいと思います。

再来年度60歳となる職員の方から、プラス1年定年が長くなり、以後2年ごとに延長されて、令和13年度から65歳定年になるということであります。

職員の不安はあると思いますし、県として も、幹部登用の在り方など様々な事情を含む課 題だと思います。それぞれの組織の任命権者と して御検討いただくべき課題でありますけれど も、代表して準備状況を総務部長に伺いたいと 思います。

○総務部長(吉村久人君) 地方公務員の定年 につきましては、議員御指摘のとおり、国家公 務員と同様に令和5年度から2年に1歳ずつ引 き上げられ、最終的には令和13年度に65歳とな ります。

また、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するための「役職定年制」や、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用する、「定年前再任用短時間勤務制」なども導入されることとなっております。

現在、国からの情報収集を行うなど、制度の 詳細な把握に努めているところでありますが、 高齢期の職員が有する知識や経験などを最大限に活用することで、多様な行政課題に的確に対応し、県民の期待に応えることができるよう、制度の円滑な導入に向けて取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 定年を現行の60歳と定めたのは1985年だそうで、それ以来の大改革ですから、県政運営上の課題もあると思いますけれども、職員も人生設計を大きく変更させるものだと思いますので、十分な議論と準備をお願いしたいと思います。

次に、農政の問題で3問ほど農政水産部長に 伺います。

農業試験場の果たしていく役割ですが、予算 とか人材とか、いろいろ注目させてもらってい るところであります。

小林市野尻町には、薬草・地域作物センターがあります。きれいな施設ですけれども、薬草といえば、研究に時間を要して、すぐには結果が出ないと思います。そういう試験研究課題ではないかと思うのですが、今後の県の取り組む方向性などについてお聞かせいただきたいと思います。

〇農政水産部長(牛谷良夫君) 本県の薬用作物につきましては、薬草・地域作物センターが中心となって、栽培技術の開発や現地指導を行いますとともに、関係市町村やJA等を構成員とする、薬用作物情報連絡会議を設置し、国内外の情勢や取組状況について、取引先などの実需者や、大学の研究者などとの情報共有を行ってきたところです。

現在、県内では生薬としてのミシマサイコや カキドオシのほか、健康食品としての白ウコン などが栽培されており、中でも近年は、健康や 美容への効果を期待できる作物への需要が高 まってきております。

このため、健康食品として高いニーズが期待できる白ウコンの産地化に、関連企業と連携して取り組むとともに、引き続き情報の収集に努め、本県で導入が可能な品目の検討を行ってまいります。

○岩切達哉議員 白ウコンというのがどのよう な効能を発するのか、僕は詳しくは存じ上げま せんけれども、宮崎がしっかりとした生産基地 となれるように御尽力いただきたいと思いま す。何より、買ってくれるところが安定的に存 在するとすれば、儲かる農業というためにも大 事だろうと思っております。試験に係る予算と か人材とか、注目をさせていただいているとこ ろであります。

続いて、農業収入保険についてでございます。この保険の昨年度加入目標に対しては、宮崎県は全国2位の113%達成ということで、農水省のデータにありました。農家の経営安定に資すると思います。農政水産部長をはじめ県、市町村の関係者の努力を評価したいと思います。

実は、新型コロナウイルスを要因とする保険 金等が全国累計で5,059件、149億8,000万円の支 払いを行っていると伺いましたけれども、宮崎 県内での適用状況をお聞かせいただきたいと思 います。

〇農政水産部長(牛谷良夫君) 本県では、新型コロナウイルスを要因として、令和2年度中に保険金請求のあった276の経営体に対し、8億800万円の保険金が支払われております。

この保険は、災害に伴う減収はもとより、今 回のような経済変動等の事象にも幅広く対応で きる制度でありますことから、引き続き加入促 進に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 8億800万円が、損失されたそ

の収入に対して十分だったかどうかの評価はできませんけれども、現在、私にいただいた情報では。ただ、こうやって補償されるという制度があるということは、大事だろうと思います。

今、コロナのまん延防止等重点措置で営業自 粛を求められているたくさんの事業体は、本当 に苦しんでおられるんですけれども、県・国の 支援、それしかないという立場の方も多いだろ うと思っています。そういった中で、農業に対 して収入保険制度があるということは評価され ると思います。

続いて、このコロナウイルス感染症拡大の中で、農産物の輸入に関して不安が出たという話も伺いましたし、8月には異常な長雨ということで、気象変動による農作物への影響など、心配の種は尽きないところであります。

第八次宮崎県農業・農村振興長期計画においては、このような危機事象の発生を大きく捉えて計画をつくっておられるんですけれども、その対策というのはどう取り組むことになるのか、農政水産部長からお聞かせいただきたいと思います。

〇農政水産部長(牛谷良夫君) 農業は、自然 災害の激甚化や、植物・家畜における伝染病等 の発生に加え、新型コロナウイルス感染症の拡 大など、様々な危機事象にさらされておりま す。

このため八次長期計画では、災害を未然に防ぐための対策として、農業用施設の防災・減災対策や、植物・家畜の防疫強化等に取り組みますとともに、万が一、影響を受けた場合の対策として、収入の減少を補塡する農業経営収入保険等のセーフティーネットなど、経営リスクを軽減するための取組も併せて推進しているところであります。

県としましては、市町村等関係機関・団体と連携し、これらの取組を強力に進めるとともに、生産者が安心して経営に専念できる環境づくりに努めてまいります。

○岩切達哉議員 まさに農業の政策から学ぶべきところがあったなと思います。未然に防ぐ対策をきちんとする、それでも被害があった場合には収入をきちっと補塡する。このスタイルが今、あちこちの分野で必要なことではないかなと感じたところであります。

次に、私は、美しい宮崎というものを様々な場所で実現してほしいという立場で、幾つかの質問をこれまでもしてまいりました。その一環で、今日は、海浜清掃について機械導入をしてほしいという立場で御質問をさせていただきます。

宮崎市青島には、海岸をきれいにするビーチクリーナーという大型機械を導入いただいた民間企業があります。不動産業を営むマエムラという会社が導入いただいたもので、報道では1,300万円とございました。

前にも一度質問させてもらっているんですけれども、宮崎県の目玉商品である青島の海岸清掃について、今回は、ありがたいことに民間企業が機械を導入されたということですけれども、宮崎観光の中心地をきれいに維持するというのに、公の役割はどうなんだろうと思うところであります。

ほかの海岸、木崎浜や白浜、お倉ヶ浜などあります。きれいな海岸線を売り出しているというのが宮崎の観光と思うのですけれども、このような場所にビーチクリーナーの導入を行っていくなどのお考えはないのか、所見を商工観光労働部長に伺いたいと思います。

〇商工観光労働部長(横山浩文君) 県内各地

の美しい海岸は、本県の貴重な観光資源の一つ となっております。

県内の海岸の美化につきましては、海岸管理者であります県が、地元市町村と連携しまして取り組むこととなっておりますが、民間団体等の海岸清掃活動なども大きな役割を果たしていただいております。

こうした中、本県を代表する観光地であります青島海岸の美化につきましては、県や宮崎市、地元宿泊業者等で構成する「日南海岸青島美化愛護協会」におきまして、週に4~5回の清掃活動を行っているところでございます。

議員から御提案のありました、ビーチクリーナーなどによる海岸の美化につきましては、関係部局と連携を図りますとともに、地元市町村等の意向を踏まえながら、対応を検討してまいります。

○岩切達哉議員 青島では、週に4~5回の清掃活動が行われているということで、その実施の頻度に驚いたところであります。ほぼ毎日のことだと思いますが、ありがたいことだと思います。

実は、この質問をつくるに当たって、宮崎県 観光振興計画を見させていただいておったんで すけれども、観光客が評価する宮崎県の観光資 源とは、海、山、川などの自然の豊かさと答え ていらっしゃいます。この豊かな海、山を磨き 上げましょうとも書いてあります。それであり ますので、県の動きはどうなんでしょうという 質問をさせていただきました。

関係市町村とも協力して、意向を踏まえながら考えていくということでありますので、ぜひ考えていただいて、いつかは結論を出していただけるとうれしいなと思います。

同様に、道路の清掃に機械導入をしてはどう

かという提案でございます。

ガッターや縁石周りの草木の刈取りを機械化するということは、公が先導的に機械導入するとか、業界が導入することについて資金的に支援するとか、そういう方法で、いわゆるスマート化を図るべきだと思います。

これについての研究状況と、今、目標を持つ ことはできないのか、県土整備部長に伺いたい と思います。

○県土整備部長(西田員敏君) 道路の除草 は、道路利用者の安全確保と良好な沿道環境を 形成する観点から、重要な取組でありますが、 限られた予算の中、質の高い維持管理を行うた めには、作業の効率化、省力化が課題となって おります。

議員御提案の機械の導入については、路面清掃車を保有する企業などと意見交換を行うとともに、他県の試験的な取組について調査してきたところですが、縁石周辺にはガードレールなどの施設があり、その形状に合わせるための機械の性能向上や、その機械を開発し、維持していくための費用に課題があることから、全国的に普及が進んでいない状況であります。

県としましては、新技術の開発の動向を注視 するとともに、先進事例等を参考にしながら、 引き続き効果的な道路の維持管理に努めてまい ります。

○岩切達哉議員 次いで、熱海の盛土問題ですけれども、昨日の質問でも取り上げられました。

これを機に、盛土について対策が必要という ことで動き出しておられますけれども、我が県 における公共事業から発生する建設残土につい て調べていましたところ、宮崎県建設副産物対 策連絡協議会という、従前からの取組を見つけ ました。この協議会の取組は、建設残土の問題 にどのような役割を果たしてきたのか、県土整 備部長にお尋ねします。

○県土整備部長(西田員敏君) 建設副産物対 策連絡協議会につきましては、国や県、市町村 などが発注する工事において発生する建設残 土、いわゆる建設発生土の公共事業での再利用 を促進することを目的として、土砂の発生量や 必要量などの情報交換などを行っております。

この結果、平成30年度の県発注工事におきましては、建設発生土の約8割について、現場内での再利用や他の公共工事での受入れなど、有効利用が図られたところであります。

今後、国土強靱化に伴う高速道路整備や河川の掘削などで、建設発生土の増加が見込まれますことから、協議会において関係機関との連携をさらに強め、建設発生土の有効利用を積極的に進めてまいります。

○岩切達哉議員 宮崎はうまくやっているなということで、感心させていただきました。

次いで、警察本部長に伺います。

現在、駐在所、交番の集約を計画しておられますけれども、警察官襲撃などの他県の事件を見て必要と判断されたということで、その方針は支持しております。

ただ、地元には愛着もございます。今後、進めるに当たって地域に提案するときには、丁寧かつ慎重に、時間に余裕を持って進めていただきたいと思いますが、対応について本部長のお考えをお聞かせください。

○警察本部長(佐藤隆司君) 交番・駐在所の 統廃合は、現場執行力や機動力、交番等襲撃事 案への対処能力の向上のために実施したいと考 えております。

交番等襲撃事案への対処能力を向上させると

いう点では、可能な限り早期に交番等に人員を 集中させたいと考えておりますが、議員御指摘 のとおり、地域の住民の方々の心情等に配慮し ながら進めることが重要であると考えておりま す。

県警としましては、県全体の状況を見渡し、 県民の御理解と御協力を得ながら、交番・駐在 所の統廃合を進めてまいります。

〇岩切達哉議員 ありがとうございます。本部 長には申し訳ありませんが、次の質問を飛ばさ せていただきます。

最後の質問になります。

選挙管理委員会にお尋ねいたします。投票率の向上は大事なことと考えますが、このほど、コロナ感染者で自宅療養している方については、郵便投票の方法が選択できると伺いました。この制度の特徴と手続、普及啓発について、選挙管理委員会の取組をお聞かせください。

〇選挙管理委員長(茂 雄二君) 特例郵便等 投票制度は、今年6月に施行されたもので、新 型コロナウイルスに感染し、宿泊療養施設や自 宅等にて療養されている方が対象となり、市町 村の選挙管理委員会に対して投票用紙を請求 し、郵便等により投票を行うものです。

県選挙管理委員会といたしましては、これまでに執行されました市町村の選挙において助言を行ったほか、近く予定される衆議院選挙でも適切に対応されるよう、市町村や保健所に対して説明等を行いますとともに、宿泊療養施設に郵便用資材を配付するなど、円滑な運用に努めることとしております。

選挙は民主主義の根幹をなすものであります ので、コロナ禍におきましても、不要不急の外 出には当たらない旨を選挙人に積極的に呼びか けますとともに、本制度につきましても、関係 機関と連携して十分な周知を行うことにより、 投票機会の確保に努めてまいりたいと考えてお ります。

○岩切達哉議員 高い投票率を期待しつつ、皆様に対する代表質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。 (拍手) ○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時18分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 皆さんこん にちは。公明党県議団を代表しまして質問させ ていただきます。

ワクチン接種について、まず質問します。本 県も8月27日から9月12日まで「まん延防止等 重点措置」期間とし、県独自の「緊急事態宣 言」の延長に合わせ、対策を強化しています。

昨日、再延長の方針が出されました。知事の 苦渋の選択でありましょう。生き抜かなければ なりません。様々な支援策は打ち出されていま すが、例えば事業所の業態・規模等、一定では ありません。常に変化をキャッチし、我々は動 かねばなりません。

「デルタ株」の感染力は、従来型の2倍とも3倍とも言われ、若い世代でも重症化しやすい傾向も明らかになっています。したがって、全世代への対策が不可欠となります。

デルタ株に対しましても、ワクチン接種の有 効性は明らかになっています。厚労省の調査で は、8月10日から12日の3日間の感染者5万7,293人のうち、82%がワクチンを接種していませんでした。また、10万人当たりの新規感染者の比較では、接種していない人が67.6人に対して、2回接種した人は4.0人でありました。つまり、2回接種していれば、感染を17分の1にとどめることができたのです。ただし、効果100%のワクチンは存在しません。デルタ株から身を守るためには、「マスク着用」「手洗い」「換気」などの基本的感染防止対策は引き続き重要です。

そこで知事に、ワクチン接種について適切な 情報提供を行うべきだと考えますが、どう取り 組んでいるのかお伺いしたいと思います。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

〇知事(河野俊嗣君) 〔登壇〕 お答えします。

ワクチン接種については、感染収束の切り札 になり得るものであり、早期収束に向け、市町 村や医療関係者と連携しながら取り組んでいる ところでありますが、諸外国の状況を見ており ましても、今後は接種率の向上が重要な課題と なってまいります。

このため、ワクチン接種の効果や副反応について正しく理解していただくとともに、ワクチンに関する根拠のない情報や過剰な不安から接種を控えることがないよう、正確かつ適切な情報提供が大変重要であると考えております。

県におきましては、新聞やタウン誌のほか、若い世代からその保護者の年代までをターゲットにした広告を、テレビのみならず、ツイッターやラインなどのSNSを使って配信するなど、様々な媒体を活用しながら情報提供に努めているところであります。

今後とも、できるだけ多くの方が接種していただけるよう、市町村とも連携しながら、接種率の向上に向けた啓発を積極的に進めてまいります。以上であります。 [降壇]

○河野哲也議員 いたずらに人々の不安や不信 感をあおる虚偽の言説が後を絶ちません。日々 膨大な情報に触れる中で、誰もが知らず知らず に間違った情報に引きずり込まれてしまいます。

公衆衛生上の危機にあって、情報との向き合い方は、リスクコミュニケーションにおける重要な要素の一つであります。誤情報が広がれば、それだけ対策に時間を要することは言うまでもありません。

コロナ禍にあって、今、公明党支持団体の青年局が、ワクチン接種等若者意識調査ボイスアクションを行っています。結果分析はまだですが、若者たちにも多様な考えがあると報告を受けました。

県としては、現段階で意識調査はしていない とのことでしたが、若年層の接種状況につい て、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 10代から30 代までの、いわゆる若年層への接種につきましては、市町村と連携しながら、取組を加速させているところでございまして、約28万人の対象者のうち、9月8日現在で、1回目の接種を終えた方が約31%、2回目まで終えた方が約17%となっております。

○河野哲也議員 接種率が徐々に向上している ということでお伺いしましたが、デマや誤情報 は、そう簡単にはなくならない。善意に基づく 場合もあり、状況は複雑であります。多くの場 合、その根本には、コロナなどに対する不安や 不満があると考えられています。こうしたこと に寄り添い、よく聞いてあげることが大事であると考えます。接種前に相談窓口的な環境があれば、解決できることもあるのではないでしょうか。

若年層が接種を受けやすい環境づくりが必要 と考えますが、知事の所感についてお伺いしま す。

○知事(河野俊嗣君) 若年層の接種率の向上 を図るためには、接種を受けやすい環境づくり を推進することが重要であると考えております。

このため市町村においては、集団接種の時間 を夜間に拡大するなどして、学生や働く若い世 代の利便性を高め、接種率の向上につなげてい る事例もあります。

これまで県におきましては、大学や専門学校等が実施する職域接種を支援してきたところであります。9月からは接種機会の拡充を図るため、大規模集団接種において、1日当たりの接種者数を増やすとともに、今月11日からは、満16歳以上の県民にまで、その対象を拡大したところであります。

今後とも、若年層に対する啓発を進めなが ら、希望する方全てができるだけ早期に接種を 受けられるよう、引き続き市町村、関係機関等 と連携を図りながら、接種を受けやすい環境づ くりに取り組んでまいります。

○河野哲也議員 意欲的な接種の方策をありが とうございます。

もう一つ、知事のさきの9月補正提案に概要 説明がありましたが、1つ目に取組がなされて いる、これが若年層に対しての配慮事項である なと感じています。

医療関係等実習生PCR検査支援事業における支援対象となる実習生の人数等や、事業の内

容について、福祉保健部長にお伺いします。

〇福祉保健部長(重黒木 清君) 今議会に提案しておりますお尋ねの事業につきましては、 実習生が県内の医療関係等で実習を行う際の感染防止を図るため、必要な支援を行うものでございます。

具体的には、県内の看護師や介護福祉士などの養成所等に在籍し、今年度実習に参加する約4,000人を対象としており、受入先が求める場合に、検査機関に委託して、実習前等にPCR検査を行うもので、実習期間に応じ、1人2回程度の検査ができるよう支援する計画としております。

○河野哲也議員 大事な事業だと思いますので、確実な実行をお願いしたいと思います。

林業総合政策についてお伺いします。

本県の厳しい地形条件や、低い労働生産性といった林業特有の課題と、人口減少、少子高齢化などの社会的課題に対処していくためには、ICTやロボット技術、AI等の先端技術を活用することに力を入れる必要があります。

現在、本格的な伐採期を迎え、機械産業等の 林業の技術開発への取組の展開、新たな産業を 創出する取組も始まっており、これを機に、I CTを活用したスマート林業に加え、林業の特 性を踏まえた新技術を活用した「林業イノベー ション」を推進し、新技術の実証・実装を通じ て、林業現場へ導入していくことが重要だと考 えます。

そこで、森林施業の効率化や、高度な木材生産等を可能とする林業イノベーションについて、県の取組を環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長(河野譲二君) 本県林業の課題であります担い手不足や、低コスト化による収益性の向上などを解決する上で、生産性の向

上や技術革新などを導入する林業イノベーションの推進は、大変重要であると考えております。このため県では、第八次森林・林業長期計画において、林業イノベーションを重点プロジェクトとして掲げ、伐採と再造林の一貫作業システムの定着や、ドローンによる苗木運搬、自走式刈払機の実証など、再造林の効率化・省力化に取り組んでおります。

また、森林資源のレーザー計測や、AIによる森林変化を把握する技術の導入など、林業のスマート化の取組も進めております。

県としましては、今後とも国や関係機関と連携して、本県に適した林業イノベーションを積極的に推進してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 若年層にとって魅力あるもの をぜひ導入していただいて、積極的に進めてい ただきたいと思います。

「公共建築物等における木材の利用の促進に 関する法律」は、平成22年5月26日に公布、同 年10月1日に施行され、10年が経過いたしまし た。

国では、公共建築物における木材の利用の促進に取り組んだ結果、公共建築物の床面積べースの木造率は、法制定時の平成22年度8.3%から、令和元年度には13.8%に上昇しました。

一方で、民間建築物については、木造率の高い低層住宅以外にも木材の利用の動きが広がりつつあるものの、非住宅分野や中高層建築物の木造率は低位にとどまっています。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に 貢献するためには、「伐って、使って、植え る」という森林資源の循環利用を進めることが 必要不可欠であります。

こうしたことを背景として、第204回通常国会 において、「公共建築物等における木材の利用 の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和3年6月18日に公布され、10月1日に施行されます。

今般の改正により、法律の題名は、「脱炭素 社会の実現に資する等のための建築物等におけ る木材の利用の促進に関する法律」に変わりま した。

公共建築物のみならず、民間建築物も含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、 快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に 大きく貢献することが期待されています。

そこで、本県における公共建築物の木造率の現状を伺うとともに、今般の木材利用促進法改正を踏まえた民間建築物への利用拡大に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長(河野譲二君) 本県の公共建築物の木造率につきましては、木材利用促進法制定時の平成22年度は19.5%であり、本庁関係部局で構成する県産材利用推進委員会において、県有施設の木造化を全庁的に推進するとともに、市町村への働きかけを行うなどの取組を進めた結果、令和2年度は24.3%となっております。

次に、民間建築物への利用拡大に向けた取組でありますが、法改正により新設された、地方公共団体と民間事業者等との協定制度などを積極的に活用し、事業者等への木材利用を促していくことが重要であります。

このため県では、民間事業者等に対し、協定制度について周知するとともに、技術的な相談等に応じるほか、県内の木材供給体制のPRや、木造の設計スキルを持つ建築士の育成にも取り組むなど、公共建築物を含め、さらなる木

材の利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 宮崎県はこれからという感がありますが、しっかりとやられているところもございますので、そこをしっかり支援しながらよろしくお願いしたいと思います。

中小企業の振興対策についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の長期化で、経営体力の脆弱な中小企業においては、経済活動の自粛等のあおりを受け、売上げが大幅に減少、資金繰りが大きく悪化し、深刻な経営難に陥っています。

特に、宿泊事業者は甚大な影響を受けており、関連する旅行業やお土産販売、交通など観光関連事業者の売上げも大きく落ち込んでいることから、事業回復に向けた実効性のある対策や、コロナ収束後を見据えた取組が必要であります。

落ち込んだ観光需要の回復支援策を講じるとともに、ポストコロナを見据えた本県観光・スポーツランドの推進強化に取り組むべきと考えますが、知事の考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおり、新型 コロナの影響によりまして、本県の観光は、か つて経験したことがないほど厳しい状況に置か れておるものと考えております。

このため県では、宿泊施設や飲食店等における感染症防止対策への支援によりまして、安心・安全な受入れ環境の強化を図るとともに、県民県内旅行キャンペーンや教育旅行への支援など、県内旅行需要の喚起に向けた対策を講じているところであります。

こういう感染症の中にあっても、スポーツ キャンプ、合宿、またスポーツツーリズム、こ れは底堅いものがあるなということを改めて感じたところでありまして、今後、ポストコロナを見据え、サイクリングやサーフィン、ゴルフなどのスポーツツーリズムの推進に加え、今議会に債務負担をお願いしております、屋外型トレーニング施設の整備による新たなスポーツキャンプの誘致などにより、「スポーツランドみやざきのさらなる進化」を図ってまいります。

さらに、食や自然、神話といった本県の強みを生かした観光施策を、官民一体となって、より一層進めることで、世界から選ばれる「観光みやざき」の実現を目指してまいります。

○河野哲也議員 具体的な動き、施策が見えると、県民の皆様は安心して任せられるというか、一緒に取り組んでいただけると思います。よろしくお願いします。

危機的状況に瀕する県内の中小企業の倒産・休廃業防止と、従業員の雇用維持のためにも、感染拡大防止に万全を期しつつ、県内経済活動の維持・回復に向けた実効性のある対策や、コロナ収束後を見据えた取組が必要であり、継続的に対策を講じる必要があります。

コロナ禍が長期化する中、継続的な経済対策 が必要だと考えますが、知事のお考えをお伺い します。

○知事(河野俊嗣君) コロナにつきましては、これまで五度にわたる感染拡大の波を受けまして、経済への影響が長期化しております。

県内の感染状況の影響もありますが、都市部における感染の影響という、これも極めて大きいものがあると考えておりまして、苦境に立たされている事業者への継続的な支援が必要だと考えております。

県ではこれまで、新型コロナの影響で疲弊し

た経済を支えるため、感染症対策と経済対策の バランスを取りながら、事業者の事業継続のた めの支援金や、市町村と連携した消費喚起、事 業活動に伴い必要となる感染症対策への支援な ど、様々な対策を講じてきたところでありま す。

また、デジタル化の加速やビジネス環境の急激な変化への対応など、新たな事業の構築に向けまして、もう一段上を目指す事業者への後押しも行っているところであります。

県としましては、この新型コロナとの長期戦を何とか戦い抜き、県内経済を本格的な回復軌道に乗せるため、必要な財源確保を今後とも国に要望しながら、コロナ後も見据えた対策に引き続き取り組んでまいります。

○河野哲也議員 よろしくお願いします。

県民が安心して飲食等ができるよう、感染対策の充実支援策を講じることが必要であると思いますが、どう取り組んでいくか、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) ポストコロナを見据えた「感染症に強い社会づくり」を進めていくためには、感染リスクが高いとされております飲食の場面における対策が重要となります。これまでの「みやざきモデル」の取組に加えまして、現在、「飲食店ガイドライン認証事業」いわゆる第三者認証、そういう事業に取り組んでいるところであります。

具体的には、国の通知に基づきまして、改めて県独自の55項目の認証基準を設定し、店舗ごとに現地確認を行った上で、県が認証する仕組みとしております。

認証の取得促進を図るため、講習会等を開催 するとともに、特に座席の間隔確保や換気の徹 底は感染対策上重要とされておりますことか ら、アクリル板や二酸化炭素濃度測定器等の支 給、また、店舗の換気設備改修への補助など、 必要な支援を行っているところであります。

認証を受けた飲食店には、認証書と認証ステッカーを交付するとともに、ホームページ等で広く県民に紹介することとしておりまして、このような取組を進めて、県民が安心して飲食店を利用できる環境整備を図ってまいります。

○河野哲也議員 「飲食店ガイドライン認証事業」は、県独自のクリアすべき55項目を設定し、「感染予防対策に自ら取り組むお店」を認証するとありました。

認証店では、(1)ステッカー、(2)ホームページでの紹介等、安全・安心なお店選びの目安となることもやっていただけるということなので、県民の皆さんも安心して選べるんじゃないかなと思います。

飲食店ガイドライン認証事業の進捗状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 飲食店ガイドライン認証事業につきましては、7月中旬から認証基準等に関する講習会を開始し、8月末までに、約1,800の飲食店から認証への申請がなされているところでございます。

現在、アクリル板など認証に必要な資機材を 順次支給しているところであり、換気扇の補助 につきましても、多くの店舗から申込みがなさ れております。

また、認証基準の現地確認を8月16日から開始しておりまして、8月末現在、16施設を認証したところであり、引き続き、この認証制度について周知を図るとともに、現地確認や認証基準の審査を進め、できるだけ早期に多くの店舗を認証していくこととしております。

○河野哲也議員 事業の計画は早かったと思う

んですが、認証作業が、できるならもうちょっとスピードを上げていただかないと、いざ必要というところに間に合うかなという部分があると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

宮崎県中小企業振興条例等に基づく、中小企業支援の具体的な施策の拡充について。本県においては、中小企業が企業数の99%、雇用の約9割を占めており、人口規模が小さい市町村ほど、地域経済と住民生活を支える存在として大きい。こうした中、宮崎県中小企業振興条例が平成25年4月に施行され、平成28年の改正では、小規模企業者の経営の向上及び改善への積極的な支援に努めることとなりました。

県においても、本条例に沿った具体的な施策の充実・強化により、コロナ禍で大きな経済的影響を受けている本県中小企業の競争力・経営力の強化と持続的な発展、さらには地域経済の活力向上と雇用創出を図る必要があります。

そこで、宮崎県中小企業振興条例の目的と、 条例に定める県の責務について、商工観光労働 部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(横山浩文君) 中小企業 は、地域経済の活性化や雇用の創出、さらには 地域コミュニティーの担い手として地域づくり にも貢献するなど、重要な役割を果たしており ます。

このため、宮崎県中小企業振興条例は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによりまして、本県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的として制定したものでございます。

また本条例におきまして、県は商工団体など 関係機関との連携の下、中小企業の振興に関す る施策を立案し、実施する責務を有することと 定められております。

○河野哲也議員 コロナ禍の中で苦しむ中小企業には、より丁寧な支援が必要だと考えます。

中小企業を支援するきめ細かな柔軟性のある 施策が必要と考えますが、どのように取り組ん でいくか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(横山浩文君) 県ではこれまで、県内の中小企業が経済的・社会的環境の変化に対応し、経営の向上や改善に取り組めるよう、商工団体等と連携した相談対応や、新分野進出・販路開拓などの経営革新に取り組む事業者の支援のほか、人材育成・確保のためのマッチングや資金供給の円滑化など、様々な施策に取り組んでおります。

今般のコロナ禍の中、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しておりますことから、今後とも、事業の継続や競争力・経営基盤の強化、新たな製品やサービスの開発に取り組む事業者の支援など、関係機関と連携しながら、中小企業の持続的な発展のため、きめ細かな支援に取り組んでまいります。

○河野哲也議員 具体的な施策と、今後いろいると、より具体的なものを考えていっていただきたいと思いますが、本当に喫緊の課題として解決するために、どうかよろしくお願い申し上げます。

みどりの食料システム戦略についてでござい ます。

農業関係者より、「スマート農業の社会実装の加速化、情報通信基盤の整備等を含め、革新的な技術・生産体系、品種の開発・普及、及び低コスト化を実現するとともに、農業者の所得が十分確保されるような万全な施策を確立すること、関係者との十分な協議を行いつつ、事業転換、再構築に向けた支援を措置するととも

に、新たな技術などの社会実装状況を踏まえた 段階的な要件化などを行うこと」等々、提案さ れています。

国が策定したみどりの食料システム戦略のスマート農業の社会実装に向けて、県はどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) みどりの食料システム 戦略は、グリーン成長戦略の農林水産業アクションプランと言えるものでありまして、生産 力向上と持続性の両立をイノベーションで実現 させることを目的としておりますことから、我 が国の食料供給基地である本県の責務として取 り組むべき重要な戦略であると認識しております。

この戦略を実現させるためには、 CO_2 ゼロエミッション化や、化学肥料・農薬の使用量削減、有機農業の拡大等の目標の達成に向けた、スマート農業等による技術革新が必要不可欠であります。

このため県では、AIによる病害虫診断等の 最先端技術の研究・実証を、国や民間と共同で 進めるとともに、施設園芸における環境制御シ ステム等の農家への導入を支援し、あわせて、 これらの技術を活用できる人材育成や技術情報 の発信に、積極的に取り組んでまいります。

これらの取組によりまして、スマート農業の 社会実装を進め、農業所得の十分な確保とゼロ カーボンの両立によります、持続可能な魅力あ る宮崎農業の実現を目指してまいります。

○河野哲也議員 宮崎の農業の将来というか、一番実現できるのではないかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

漁業の外国人材について。

漁業関係者の声として、「近海かつお・まぐ ろ漁業の操業にとって、実習生や特定技能1号 船員は、欠くことのできない乗組員となっている。でも、昨年から継続する新型コロナウイルスの感染症のパンデミックにより入国がかなわず、このままでは漁業の継続さえ厳しい」とありました。外国人材への積極的なワクチン接種等により、感染防止対策を施した上で入国できるよう、国には早急な対策を実施してほしいと考えます。

一方で、在留外国人においては、休養等で一 旦帰国し、再入国することがあるようですが、 この場合の感染リスクの低減が必要だと考えま す。

そこで、本県漁業の外国人材に対する新型コロナウイルスの感染予防の取組支援について、 農政水産部長、よろしくお願いします。

○農政水産部長(牛谷良夫君) 本県のカツオー本釣りや、まき網などの雇用型経営体は、外国人材を加えた船員体制となっておりますが、現在、コロナ禍で新規外国人の入国ができないことから、通常よりも少ない人員で操業しているところであります。これ以上、体制が縮小し、操業に支障を来すことがないよう、在留外国人への新型コロナウイルス感染防止対策の取組が重要であります。

このため、県におきましては、在留外国人が 休業等で一旦帰国し、再入国する際のPCR検 査や、14日間の経過観察措置及び入国後のマス ク着用などの、みやざきモデルの実践をお願い しますとともに、これらに係る経費の支援を 行っております。

今後とも、国や関係団体と連携し、本県漁業 に不可欠な外国人材への効果的な感染防止対策 に取り組んでまいります。

○河野哲也議員 よろしくお願いします。

九州中央自動車道の早期整備についてでござ

います。

8月21日土曜日、九州中央自動車道高千穂日 之影道路日之影深角インターー平底交差点間の 開通式が行われました。この開通により、先に 開通した雲海橋交差点一日之影深角インターと 合わせまして延長5.1キロメートルが、連続して 通行可能となりました。地元の方も、「日之影 一高千穂間があっという間じゃ」と喜んでおら れました。

九州経済の一体的な発展、さらには、切迫する南海トラフ地震等の防災対策を含めた「命の道」として、高速交通ネットワークの早期整備は、極めて重要かつ喫緊の課題であります。

九州中央道の事業進捗と早期整備に向けた知 事の意気込みを、お伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 九州中央自動車道につきましては、昨年度、蘇陽-五ヶ瀬東間が、また今年度は、高千穂-雲海橋間が2年連続で新規事業化されたところでありまして、現在、高千穂町及び五ヶ瀬町内の全ての区間が事業中となっております。

さらに、今御指摘がありました先月21日には 日之影深角-平底間が開通したほか、今年度は 五ヶ瀬東-高千穂間において工事着手が予定さ れているなど、着実に整備が進んでいるところ であります。

九州中央自動車道は、本県経済の活性化はもとより、九州の一体的な浮揚につながる道路であるとともに、南海トラフ地震など大規模災害時におきまして、人命救助や救援物資の輸送を支える「命の道」となる道路でありまして、早期整備が大変重要であると考えております。

これまで、現場を石井前大臣、また赤羽大臣 にも御視察いただいておりますが、今はコロナ 禍の中で、なかなか対面での要望活動がままな らない状況があります。その中で、オンラインでの要望を繰り返しておりまして、5月には、本県単独で国交省の事務次官や道路局長に対し、6月には、熊本・大分両県の知事と3県合同で赤羽大臣に対し、また7月には、ミッシングリンクを抱える10県知事による要望を鳩山政務官に対しそれぞれオンラインで行うなど、あらゆる機会を捉えて、また関係県とも連携しながら、早期整備を国に強く訴えているところであります。

今後とも、私が先頭に立って、沿線地域の皆様と心を一つにし、九州中央自動車道の一日も早い全線開通に向けて、全力で取り組んでまいります。

○河野哲也議員 私ども公明党も全力で、一緒に力を合わせて取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いします。

開通式に向かう途中、国道218号の干支大橋で 大がかりな補修作業が行われていました。ア セットマネジメントの計画の一部が急速に行わ れているのかと思いましたが、県が管理する橋 梁の長寿命化についてどのように取り組んでい るのか、県土整備部長にお伺いします。

〇県土整備部長(西田員敏君) 現在、県が管理する橋梁は約2,000橋ありますが、10年後にはその半数が建設から50年を超え、老朽化対策が急務になっております。

このため県では、他の施設に先駆け、平成22 年に橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、定期的 に点検を行うとともに、点検によって「早急に 対策が必要」と判定した529橋の整備を進めてお り、これまでに344橋の対策が完了したところで あります。

県としましては、「国土強靱化5か年加速化 対策」において重点化されております補助事業 や県単独事業により、対策が完了していない橋 梁について速やかに整備を進めるとともに、今 後は、損傷の軽微な段階に補修を行うことで長 寿命化を図る、いわゆる「予防保全型の維持管 理」に早期に移行し、橋梁の長寿命化対策に しっかりと取り組んでまいります。

○河野哲也議員 防災の観点からも、橋梁が しっかりしているというのは、命の道をつなげ る非常に大事な役目になるなと思いながら通っ たところでございますが、しっかりと事業化し ていただきたいなと思っております。

教育長にお伺いします。

宮崎市教育委員会によると、同市立小中学校での夏休み明けの午前授業が行われました。24日に学校を休んだ児童生徒が1,098人でした。全児童生徒の約3.4%に当たるそうです。新型コロナウイルス感染への不安や、家族の職場で感染者が出たことから念のため休んだというケースがありました。

公立学校の夏休み明けの対応はどのような状 況であったか、お伺いします。

○教育長(黒木淳一郎君) 県内の公立小中学校の夏休み明けの対応につきましては、今、議員がおっしゃったとおり、一部の市町村で小中学校が、新型コロナウイルスの感染防止対策として、分散登校や午後からの全校一斉下校という対応をしております。

それ以外の学校につきましては、感染対策を 講じながら、通常どおり夏休み明けに、学校を 開始している状況であります。

なお、学校再開後に児童生徒に感染等が確認 された学校もありまして、自宅待機や臨時休業 等の対応を取っているところもあります。

○河野哲也議員 コロナ禍の中、休業明けの子供たちの行動に、コロナ感染はもちろんです

が、2つ心配なことがあります。

1つはネット依存とネットいじめのような ネットトラブル、もう1つは学力保障でありま す。

ネットトラブルを未然に防止するための県教 委の取組をお伺いします。

○教育長(黒木淳一郎君) ネットトラブルの 未然防止に向け、県教育委員会では、学校に I Tの専門家を派遣し、SNS等を利用する際の 危険性に触れるなど、児童生徒はもとより、保 護者や教師も含めた実践的な研修に努めており ます。

また、県教育研修センターのホームページ上に、情報モラルに関するコーナーを設け、校種ごとに児童生徒や保護者、教師それぞれに向けた啓発資料を掲載したり、ITの専門家による「ネットパトロール」を実施するなど、ネットトラブルの未然防止を図っているところでございます。

さらに、今年度新たに警察とも連携し、SNS等を利用する際のトラブル防止に向けたリーフレットを配布するなど、児童生徒並びに保護者も含めた啓発に努めているところであります。

○河野哲也議員 この効果を、また今後の一般 質問等で確認させていただきます。

私が調べました、全国的なネットトラブルに 対しての未然防止の学校の取組ということで、 2つ紹介させていただきます。

1つは、ネット依存を扱う埼玉県の中学校の 実践です。インターネット依存の概念を提唱し たキンバリー・ヤング博士のIAT (インター ネット依存度テスト)を、久里浜医療センター が邦訳して紹介しているホームページを用いて の授業でありました。 どういう設問かといいますと、「1、気がつくと思っていたより長い時間、インターネットをしていることがありますか。2、インターネットをする時間を増やすため、家庭での仕事や役割をおろそかにすることがありましたか。」等々、生徒に実際に解答させます。

採点です。20点から39点、これは平均的なオンライン・ユーザー。40点から69点、ネットが生活に与えている影響について、よく考えてみる。70点から100点、ネットが生活に重大な問題をもたらしている。すぐに治療の必要がある。こういう評価が与えられるわけです。

生徒にとってはまさに図星であると。しか も、診断結果が明示されているから問題が可視 化される。個々人が自ら自分ごととして受け止 めるそうであります。

もう1つ、長野県の小学校の実践で、ネットいじめを防ぎ立ち直らせるアプローチであります。3年生の子供たちにタブレットを用いた、第1時限目の授業であります。

20分間、自由に使ってよいことを知らせ、グループになって思うように使っていく。しばらくすると、「カメラアプリ」を使い始める子が出てくる。そのグループは爆笑の嵐だそうです。

すると、数人の子供から相談があり、「勝手に○○さんから写真を撮られた」。

ここは一言だけ聞き返します。「嫌な気持ちでしたか」。

ただ、ここでは全体の動きを止めずに、20分後に、「ここまでで楽しかったことは何か」「ちょっと嫌だな、これはどうかなと思ったことはありませんか」と尋ねることを勧めたそうです。すると、先ほどカメラで撮られたという話題も上がってきます。

「撮られた写真は、撮った人のものなのか、 撮られた人のものなのか」、クラスに意見を求 めます。白熱した意見交換の場になります。

「撮られた写真は、撮られた人のもの。これを肖像権と言います。許可がない人の写真はいけません。それをネットなどで公にすることもできません」「これは、今勉強したことに当てはまるという写真を、自分たちで考えて消していきなさい」、これも熱中して、グループで消していったとありました。

教師があるべきルールをつくって導入するのではなく、子供たちとそのときの問題を持ち寄ってルールをつくる第一歩となるとのことでありました。

「夏休み明け、始業時に午前授業を実施、学校を休んだ子供が1,000人以上」と先ほどありましたが、夏休み明けに新型コロナウイルス感染症対策により、小中学校で日常どおり授業を受けられない児童生徒への学力保障をどのように行っているのか、お伺いします。

○教育長(黒木淳一郎君) 新型コロナウイル ス感染症対策により、通常どおり学校で授業が 受けられない児童生徒の学力を保障するため に、多くの学校では、自分で学習が進められる よう、教科書に基づいた課題を配付し、その学 習状況を電話等で確認しております。

一方、ICTを活用する例も見られ始めており、市町村によっては、学校と家庭をつないで授業の様子を配信している学校もあります。また、教員と子供が双方向でやり取りをしながら、デジタル教材の問題に取り組ませるなどの事例もございます。

○河野哲也議員 今年1月の2度目の緊急事態 宣言時に、一斉休校しない方針でしたが、文部 科学大臣は、「コロナで学校に行くことが不安 な子もいる。柔軟な対応をし、必要な措置を取ること。また、GIGAスクール端末などで、 オンラインの授業なども有効に活用してほしい」との発言がありました。

先ほどの答弁にありましたが、まだほとんど の現場では動きはなかったという受け取りをし てよろしいですか。

ふだんから、例えば避難訓練のように、一部の児童がオンラインになることを想定した授業を研究的に実践していくならば、そう難しいことではないと思います。

そこで、今後、災害などの様々な状況においても、小中学校において学力保障を図るため、 ICTの活用が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○教育長(黒木淳一郎君) 子供たちに1人1 台の端末が整備されたことによりまして、学校 以外の場所にいる子供たちに向けて、教員が学 校から授業を配信したり、課題を配付・確認し たりすることのできる、これまで行えなかった 形態での学習が可能となりました。

議員御指摘のとおり、今後いかなる場合でも、子供の学力保障を図ることは必須であり、ICTをより積極的に活用した取組を進めることは、大変重要であると考えております。

特に、学校以外でICTを活用するためには、端末の持ち帰りが前提となりますことから、県教育委員会といたしましては、各市町村に対し、先行事例等を情報提供するなど、働きかけを強めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 タブレットをふだんから日常的に、何度も家庭に持ち帰らせる。そして、また持ってこさせる。

これで、セキュリティーの問題が起こるかもしれません。破損トラブルも起こるかもしれま

せん。だけど、それでいいのではないかと思います。乗り越えるための経験値が得られるのではないかと考えます。災害が起きてから慌てても遅いと思います。しっかりと進めていただきたいなと思います。

すみません、ちょっと時間配分を間違えました。一般質問と同じ質問時間になってしまいました。以上で代表質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で代表質問は終わりました。

次の本会議は、13日午前10時から、一般質問 であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時51分散会